

昭和四十四年法律第三十三号

行政機関の職員の定員に関する法律

(定員の総数の最高限度)

第一条 内閣の機関(内閣官房及び内閣法制局をいう。以下同じ)、内閣府、デジタル庁及び各省の所掌事務を遂行するために恒常的に置く必要がある職に充てるべき常勤の職員(定員の総数の最高限度は、三十三万九千八百八十四人とす

る。)
2 次に掲げる職員は、前項の職員に含まないものとする。

- 一 国家公務員法(昭和二十二年法律第二百一十号)第二条第三項第一号、第二号及び第四号から第七号の四までに掲げる職員並びに同項第九号に掲げる職員のうち常勤の職員
- 二 宮内庁長官、侍従長、東宮大夫、式部官長及び侍従次長
- 三 自衛官
- 四 国際平和協力隊の隊員

(内閣府、各省等の定員)
第二条 内閣の機関、内閣府、デジタル庁及び各省の前条第一項の定員は、それぞれ政令で定める。

附則 この法律は、公布の日から施行し、昭和四十四年四月一日から適用する。

附則 (昭和五十二年五月二日法律第二十九号)抄
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律による改正後の国立学校設置法附則第三項及び行政機関の職員の定員に関する法律(昭和四十四年法律第三十三号)附則第二項の規定並びに附則第五項の規定は、昭和五十二年四月一日から適用する。

附則 (昭和五十九年八月一〇日法律第六七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (昭和六一年五月二七日法律第七一号)抄
(施行期日)
1 この法律は、昭和六十一年七月一日から施行する。

附則 (平成元年一月二一日法律第一号)抄
(施行期日)
1 この法律は、平成元年一月二一日から施行する。

附則 (平成四四年六月一九日法律第七九号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二一年七月一六日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年七月一六日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日)
1 この法律は、公布の日から施行する。

附則 (平成二一年七月一六日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附則 (平成二二年七月一六日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年七月一六日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年七月一六日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年七月一六日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年七月一六日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年七月一六日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年七月一六日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年七月一六日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年七月一六日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年七月一六日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

附則 (平成二二年七月一六日法律第八七号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の行政機関の職員(定員)に関する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則 (平成二四年六月二七日法律第四二二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の行政機関の職員(定員)に関する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則 (平成二四年六月二七日法律第四二二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の行政機関の職員(定員)に関する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則 (平成二四年六月二七日法律第四二二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の行政機関の職員(定員)に関する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の行政機関の職員(定員)に関する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則 (平成二四年六月二七日法律第四二二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の行政機関の職員(定員)に関する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則 (平成二四年六月二七日法律第四二二号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行し、改正後の行政機関の職員(定員)に関する法律の規定は、平成十六年四月一日から適用する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。

附則 (令和三年五月一九日法律第三六号)抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において、政令で定める日から施行する。